



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

被用者との間に職種を限定する旨の合意があった場合の配転命令権の存否に関する最高裁判例(R6. 4. 26)及び現在開会中の国会において成立した改正金融商品取引法のポイントをご紹介します。

◇企業と労働者との間に職種を限定する旨の合意が為されている場合には、企業側に配転命令権が認められないとする最高裁判決（最二小判令和6年4月26日）

1. 事案の概要

Yは、福祉用具の展示、普及、利用者からの相談に基づく改造、製作及び技術開発等を行う法人であり、Xは、Yにおいて上記業務を行う技術職として雇用されていた者である。なお、XY間には、Xの職種を上記技術職に限定する旨の合意(本件合意)があった。

こうした中、YがXの同意を得ずに、Xに総務課施設担当への配転命令(本件配転命令)を発したため、Xが同命令の有効性を争って提訴した。

1審及び2審とも、本件配転命令を有効としたため、Xがこれを不服として上告した。

2. 判決要旨

労働者と使用者との間に当該労働者の職種や業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合には、使用者は、当該労働者に対し、その個別の同意なしに当該合意に反する配置転換を命ずる権限を有しないと解される。

上記事実関係等によれば、XとYの間には、Xの職種及び業務内容を本件業務に係る技術職に限定する旨の本件合意があったというのであるから、Yは、Xに対し、その同意を得ることなく総務課施設管理担当への配置転換を命ずる権限をそもそも有していなかったものというほかない。

3. コメント

1審及び2審は、Yに配転命令権があることを前提に、当該命令が適法であるかを検討していましたが、最高裁は、職種限定の合意がある場合には、企業側には、抑も当該合意に反する配転命令権自体が存在しない旨を明言しました。このような考え方自体は、従来から有力な学説として主張されていたところではありますが、最高裁がこの点を明らかにした以上、人事労務の実務に大きな影響があると考えられます。下級審の認定した事実関係も含め、是非判決文を一読されることをお勧めします。

*

◆公開買付制度・大量保有報告制度の改正

令和6年5月、金融商品取引法の改正案が成立し、

公開買付制度と大量保有報告制度が改められましたので、ご紹介致します。

1. 公開買付制度の改正

金融商品取引法では、一定の場合に株式公開買付(いわゆるTOB)の実施を義務づけており、主に市場外取引を規制の対象としていましたが、**市場内取引も規制の対象とすることになりました**。また、**買付によって3分の1を超える場合に株式公開買付の実施義務が生じることとされていましたが、その割合が30%に引き下げられることになりました**。

したがって、改正法施行後、市場内外の取引にかかわらず、30%を超える株式の買付を行う場合には株式公開買付が義務づけられることとなります。

2. 大量保有報告制度の改正

金融商品取引法では、上場株式等の保有割合が5%を超えた場合に大量保有報告書を提出しなければならないことになっています。そして、複数の保有者であっても、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合には「共同保有者」となり、合算した株式等の割合が5%を超える場合には大量保有報告書を提出しなければなりません。従前、この「**共同保有者**」の範囲が不明確であったことから、「**経営に重大な影響を与えるような合意**」を行わない限り、**共同保有者に該当しない旨を明記する改正**が行われました。今後、政令の変更も通じて共同保有者の該当性が明確になっていくようです。

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆特許出願非公開制度の開始(R6. 5. 1施行)

安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、**保全指定をして公開を留保する仕組みや、外国出願禁止等の措置**がとられます。

◆下請法(下請代金支払遅延等防止法)に関する運用基準の改正(R6. 5. 27施行)

今回の改正は、下請法上の「買ったたき」の解釈・考え方が明確になるよう、新しい基準では、**原材料価格や労務費などのコスト上昇が把握できるのに、下請代金を据え置いた場合も、買ったたきの要件に該当するようになりました**。詳細は[公正取引委員会のHP](#)をご覧ください。